

付加価値割における所得拡大促進税制が導入されます

～平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度～

外形標準課税の拡充に際し、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増加額に係る付加価値割額を、実質的に税額控除することとされました。

雇用安定控除との重複の調整等、所要の措置が講じられています。

控除対象給与等支給増加額に係る付加価値割額を控除

[税額控除相当額]

法人税の控除対象給与等支給増加額

×

税率

×

雇用安定控除調整率

控除対象給与等支給増加額

基準年度からの増加額

対象給与等支給額

対象給与等支給額

基準年度

適用事業年度

【要件】

- (1) 基準年度と比較して、
平成27年度：3%以上
平成28年度：4%以上
平成29年度：5%以上
の給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度を上回ること